

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会(第3回)

議事録

1. 日時

令和5年9月21日(木) 14:00~16:00

2. 開催方法

中央合同庁舎2号館(総務省) 8階 第1特別会議室/WEB会議による開催

3. 出席者(敬称略)

委員:

山内弘隆(武蔵野大学 経営学部 特任教授)、相田仁(東京大学 名誉教授)、大谷和子(株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長)、岡田羊祐(成城大学 社会イノベーション学部 教授)、関口博正(神奈川大学 経営学部 教授)、長田三紀(情報通信消費者ネットワーク)、林秀弥(名古屋大学大学院 法学研究科 教授)、矢入郁子(上智大学 理工学部情報理工学科 教授)、渡井理佳子(慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授)

ヒアリング対象者:

全国知事会 村岡嗣政(デジタル社会推進本部長/山口県知事)

田中純(山口県 総合企画部デジタル推進局長)

全国市長会 小林嘉文(評議員/笠岡市長)

全国離島振興協議会 大山辰夫(副会長/三島村村長)

小澤卓(調査研究部調査課長)

愛知県 古本伸一郎(副知事)

中谷純之(情報通信政策推進監)

村井琢磨(総務局総務部情報政策課長)

総務省:

鈴木総務大臣、渡辺総務副大臣、小森総務大臣政務官、竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課

長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、柳迫事業政策課調査官

4. 配布資料

- 資料 3-1 第2回会合までの主な意見
- 資料 3-2 全国知事会提出資料
- 資料 3-3 愛知県提出資料
- 資料 3-4 全国市長会提出資料
- 資料 3-5 全国離島振興協議会提出資料
- 資料 3-6 今後の検討スケジュール（案）

5. 議事概要

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 第2回会合までの主な意見
 - (2) 地方自治体・関係団体へのヒアリング
 - ・ 全国知事会
 - ・ 愛知県
 - ・ 全国市長会
 - ・ 全国離島振興協議会
 - (3) その他
- 3 閉会

開 会

○山内主査　それでは皆様、本日もお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、これより通信政策特別委員会第3回会合を開催いたします。

なお、本日もウェブ会議を併用しての開催とさせていただきます。ウェブ会議での御参加の方につきましては、事前にお送りした資料を御覧いただければと思います。

本日は、通信政策特別委員会における議論の参考とするため、全国知事会、全国市長会、全国離島振興協議会、愛知県、この4団体をお招きし、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方について、ヒアリングを実施したいと思っております。

それでは、ヒアリング対象の方々には1度、カメラをオンにさせていただきようお願い申し上げます。ありがとうございます。お忙しいところ御協力いただきまして、ありがとうございます。私から一言御礼を申し上げます。

本日は鈴木総務大臣、渡辺総務副大臣、小森総務大臣政務官にお越しいただいております。

それでは、鈴木大臣、冒頭に御挨拶をよろしく願います。

○鈴木総務大臣　総務大臣の鈴木淳司と申します。山内主査をはじめ、委員の皆様におかれましては、本日も御多忙の中、通信政策特別委員会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、自治体、関係団体の皆様におかれましても、お忙しい中、本日のヒアリングに御参加賜り、誠にありがとうございます。

今回、私が総務大臣に就任して初めての通信政策特別委員会となりますが、先週、先々週と既に2回にわたり、精力的に御議論いただいておりますことを心より御礼申し上げたいと思います。林委員から、NTT法に関する御発表があった第1回、通信事業者の皆様から御発表があった第2回ともに、活発な議論が交わされたと聞いております。

NTT法の在り方を含む、時代に即した制度の在り方の検討に当たっては、ユニバーサルサービスの確保と公正な競争環境の確保を図っていく国内的な視点と、国際競争力の強化と経済安全保障の確保を進める国際的な視点が重要だと考えております。

委員の皆様におかれましては、このような国内外の双方の視点から、情報通信を取り巻く環境の変化を的確に捉え、国民・利用者の目線であるべき政策の方向性を御議論いただきたいと思いますと考えております。本日は、まさに国民・利用者に最も近い立場で、日々の業務に当たっておられます、自治体及び関係団体の皆様から、情報通信に対して感じら

れている課題や御意見をいただけるものと期待をいたしております。

最後になりますけれども、委員及びヒアリング御参加の皆様からの忌憚のない御意見をいただくことをお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○山内主査 鈴木大臣どうもありがとうございました。

それでは、カメラ撮りはここまでとさせていただきたいと思います。大変恐縮でございますが、プレスの方は御退出をお願いいたします。

(プレス退室)

○山内主査 鈴木大臣におかれましては、御公務の関係で、ここで御退出となります。

○鈴木総務大臣 よろしく申し上げます。

(鈴木総務大臣退室)

○山内主査 それでは、カメラをオンにされているヒアリング対象の皆様は、ここでカメラをオフにしていいただければと思います。

(1) 第2回会合までの主な意見

○山内主査 それでは、まず、最初にですけれども、前回までに各委員、事業者の皆様から御意見をいただきました。この御意見や検討の視点について、まず、事務局から御確認していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○柳迫事業政策課調査官 事務局です。それでは、資料3-1、第2回会合までの主な意見について御紹介します。

資料の1ページから3ページまでが、前回、第2回会合の主な議論の概要でございます。内容につきましては、4ページ以降の第1回から第2回会合の主な意見のまとめと重複する部分がございますので、時間の関係上、割愛して、4ページから御紹介したいと思います。

4ページを御覧ください。第1回から第2回会合の主な意見としまして、4つの視点で整理させていただいております。

1つ目の視点としまして、通信サービスが「全国に届けられる」でございます。その中で、これまでの議論で一定の方向性が確認された事項について御紹介します。電話のあまねく責務に関しましては、前回会合で、固定電話中心からブロードバンドを軸としたユニバーサルサービスへの見直しが必要ということが確認されました。この点につきましては、前回会合で御意見がございまして、1点目が、NTTさん、ソフトバンクさんからは、電話のユニバーサルサービスの責務について時代に即した見直しが必要とい

う御意見、KDDIさんからは、あまねく義務の撤廃は公益性の高い通信確保に支障をきたすことに留意という御意見がございました。また、長田委員、相田主査代理からは、IP電話も含めた固定電話や災害時の公衆電話に一定のニーズがあることにも留意という御意見がございました。

次に、ブロードバンドのあまねく責務につきましては、前回会合では、ブロードバンドの提供主体としてのラストリゾートの確保が課題であり、NTT東西がその役割を担うことや国が何らかの指定を行うこと等を検討すべきということが確認されたところでございます。この点につきましては、ソフトバンクさん、KDDIさんからは、光ファイバの全国提供義務は必要という御意見がございました。また、NTTさんからは、NTT東西のシェアが低い地域の扱いやモバイルをどう組み込むか等の課題が整理され、電気通信事業法の中でコストがカバーされる制度ができるのであれば、ラストリゾートの義務を負ってもよいと考えているという御意見がございました。

その他につきましては、無線技術の活用に関しまして、前回の会合で、サービス品質を確保した上で、技術中立的・経済合理的な方法の検討が必要ということが確認されてございまして、この点につきましては、岡田委員から、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）をユニバーサルサービスの対象として検討すべきという御意見がございました。

また、制度見直しの留意事項に関しまして、前回の議論の中で、林委員から、あまねく責務を参入・退出が自由の電気通信事業法に規定することは、法律の枠組みとして課題があり、責務の廃止と新設を一体的に進めないと制度的な空白が生じ、国民にとって不安や不利益につながるといった御意見がございました。

5ページを御覧ください。2つ目の視点としまして、「低廉で多様」なサービスが利用できるでございます。この中で、一定の方向性が確認された事項としましては、一番上の丸の部分でございまして、こちらは前回の会合で、NTT東西の業務範囲は公正な競争に重大な影響を及ぼすおそれのある業務を除き、見直しが必要ということが確認されました。この点につきましては、前回の議論の中で、NTTさん、ソフトバンクさんからも、NTT東西の業務範囲を県内に限定する規制は意義が薄れてきているという御意見がございました。また、ソフトバンクさん、KDDIさんからは、公正競争上の観点から、移動体やISP等への進出を妨げる業務範囲規制は引き続き必要という御意見がございました。

その他につきましては、主なものだけを御紹介させていただきますと、総論として、KDDIさんからは、NTT法と電気通信事業法の両輪で公正競争を確保すべきという御意見がございました。NTT東西・持株の業務範囲規制につきましては、NTTさん

からは、NTT持株が自ら事業を行うスキームも選択可能となるよう規制の見直しを希望という御意見がございました。組織再編につきましては、NTTさんからは、NTT東西の統合も選択肢となる見直しを希望という御意見がある一方で、NTT東西とドコモの合併は考えていないという御意見がございました。この御意見に対しましては、KDDIさん、ソフトバンクさん、楽天モバイルさんからは、NTT東西とドコモの統合等による独占力を通じた競争事業者の排除を懸念する御意見があり、また、完全民営化等をするのであれば、特別な資産を保有するアクセス部門の資本分離が不可欠といった御意見がございました。

6ページを御覧ください。3つ目の視点としまして、「国際競争力」を強化するにつきましては、一定の方向性が確認された事項につきましては、前回の会合で国際競争力の強化を図る観点から、研究成果の普及の責務については、原則開示の運用は見直しが必要ということが確認されました。この点につきまして、前回の議論の中で、NTTさんからは、研究開発の推進・普及責務の見直しが必要であり、開示義務により、国際展開に影響が出ることを懸念という御意見がございました。同じくソフトバンクさんからは、研究成果の開示義務は時代にそぐわないという御意見、KDDIさんからは、研究成果の開示・非開示は運用の見直しで対応可能という御意見がございました。なお、楽天モバイルさんからは、この点について、特に反対意見はございませんでした。こうしたことから、委員会として、研究成果の普及責務の見直し、原則開示の運用の見直しにつきましては、方向性に異論がないようでしたら、この部分は法改正不要で、運用の見直しで対応可能ということもございますので、総務省としては、早急な見直しに向けて必要な取組を進めてまいりたいと考えてございます。

また、3つ目の視点のその他につきましては、研究開発の推進の責務につきまして、前回会合で確認された部分でございますけど、イノベーションの促進の観点から検討すべきということでございます。国際展開につきましては、NTTさんからは、海外事業はNTTデータに寄せており、同社の国際展開についてはNTT法とは関係ないという御意見がございました。また、ソフトバンクさんからは、通信事業者とプラットフォーマーには事業構造に差異があり、NTTの規制を緩和・NTTのみを後押しすることでGAFAMに対抗できるようになるとの議論は正しくないのではないかといった御意見がございました。

最後、4つ目の視点としまして、「経済安全保障」を確保するでございます。この点につきましては、一定の方向性が確認された事項としましては、前回の会合で、NTT法の外資規制については、外為法とは目的と手段の両方に違いがあることに留意して検討することが必要ということが確認されました。その他につきましては、前回会合の御

意見でございます。渡井委員からは、外為法と個別法の両方が必要ではないかという御意見、KDDIさんからは、公社から承継した設備は特別な資産であり、外資から保護する必要があるという御意見、最後にNTTさんからは、外為法の強化が必要であり、産業全体で対応すべきという御意見があったところでございます。

以上が、第1回から第2回会合の主な意見でございます。よろしく申し上げます。

○山内主査 ありがとうございます。

それで、前回の第2回会合までの主な意見について事務局の説明をいただきましたが、まずは、この内容について、こういうことで意見があったという内容全体について、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それで、さらに御相談なのですが、国際競争力を強化するという3の視点、6ページ目のところの、事務局から御説明ありましたが、前回までの議論で、ほぼ皆さんの意見がまとまったのではないかというようなところがあると。それは、研究成果の普及責務の見直しについて言及されて、見直しの方向性については、大体、ここに書いているようなことで一致したのではないかと考えております。

そのことについて、まずは、皆様に御相談をして、もしこれで良いということであれば、これは今、改革を非常に急いで行わなければならないという、そういう背景もあるわけで、もしそうであれば、総務省に早急に取り組を進めていただくと、こういうふうにしたいと思うんですけど、この点についていかがですか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、異論はないということですので、総務省におかれましては、研究成果の普及責務の見直しについて、必要な取組を速やかに進めていただきまして、その進捗状況については、本委員会に御説明いただくということにさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(2) 関係事業者へのヒアリング

- ・ 全国知事会
- ・ 愛知県
- ・ 全国市長会
- ・ 全国離島振興協議会

○山内主査 それでは、議事を進めさせていただきますが、ヒアリングに移りたいと思

います。本日は時間が限られておりますので、大変恐縮でございますが、説明時間を各御説明の方、最大15分としてお願いしたいと思います。それから、非常にこれも失礼でございますけども、進行管理の観点から、残り10分、5分、1分という時点で、そしてまた、15分経過の時点で、事務局より合図をさせていただきますので、何度も言います、恐縮ですけれども、時間厳守でお願いしたいと思います。

それでは、まず最初のヒアリング対象者である、全国知事会デジタル社会推進本部長の山口県、村岡知事から、御説明いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○全国知事会（村岡知事） 全国知事会で、デジタル社会推進本部長を務めております、山口県知事の村岡でございます。本日は、情報通信インフラ整備について、地方の実情を説明させていただく機会を設けていただきまして、ありがとうございます。

私のほうから山口県の光ファイバ網の現状ですとか今後の整備促進に向けた取組等について、御説明させていただきたいと思います。早速始めさせていただきます。

まず、光ファイバの世帯カバー率は、県の調査によりますと、令和4年度末で約99%となっております。我々、山口県では、令和8年度末に100%にすることを目標として、残り1%の整備の促進、これが大きな課題となっております。県内でいいますと、離島とか中山間地域といった条件不利地域、それから、国の補助制度の対象外となっている市街地郊外地域、ここが光ファイバの未整備地域となっております。

その内訳の中で、離島についてでありますけれども、山口県においては、21の有人離島があります。これは本州では一番多い数になるんですが、21のうち13の島で光ファイバが未整備であります。それから中山間地域につきましては、県土の約70%が中山間地域となっております。ここに県人口の約24%の方々が暮らしておられるわけです。奥地とか飛び地など地理的な条件等のために光ファイバの敷設が困難な区域が残っております。それから、最後、市街地郊外地域では、人口が少ないエリアで未整備地域が残っています。市街地郊外地域は、補助要件であります、条件不利地域に該当しないので補助対象とはなりません。未整備地域の多くでは、人口減少、そして高齢化が進んでおります。利用者が減少傾向にあること、そして光ファイバの敷設に多額の経費が必要である、そうしたことから整備費、そして維持費が割高になるために、採算等の問題から光ファイバの整備が進んでいないということが言えると考えております。

そして、こうした未整備地域の解消に向けた山口県の取組について紹介させていただきます。本県におきましては、光ファイバ網の整備の促進のために、県と市町の協議、調整の場を設けて、個々の未整備地域の状況の把握ですとか、地域に合った最適な整備手法等について、検討や調整を行っています。協議、調整の場で、国の補助事業の積極

的な活用を促してきたところでありまして、特に国の補正予算において補助要件が緩和をされた際に、中山間地域で、未整備地域での整備が進んできました。

そしてまた、一部の離島におきましては、地元の市町と連携して、5Gの展開ですとかBWAの増強など、無線ブロードバンドにより通信環境を確保してまいりました。さらに、国、県、通信事業者等によって構成する地域協議会において、光ファイバ等の整備を働きかけ、そしてまた、地理的条件等により敷設が困難な箇所については、高速ブロードバンド環境を確保するため、5Gの先行整備などについて、提案を行ってきたところ です。

こうした取組によって光ファイバ等の整備が進んでまいりましたが、残り1%の整備が大きな課題であります。これまで紹介してきました本県の課題、これは全国にも通じるものであります。私が本部長を務めております、全国知事会のデジタル社会推進本部におきまして、デジタルインフラの整備促進に関して、国に対する提言を取りまとめて、先月、総務省、そしてデジタル庁に対して要請を行いましたので、これから、その内容について紹介をさせていただきたいと思っております。

国庫補助等の支援制度の拡充ということになるんですが、離島など、非常に整備状況の厳しい地域が残されていて、特に、離島については、海底ケーブルの敷設により、整備費や維持管理費が多額になるなどで財源面のハードルがなお高く、こうした地域での整備を進めるため、支援制度を一層拡充していただきたいということ。それから、市街地郊外であるために支援の対象外となっているところは、採算上の問題から整備が進んでいない、そういった地域につきましても、支援を拡大していただくということ。

それから、未整備地域における光ファイバ等の整備、そして、安定的な運用を進めていく上で、ユニバーサルサービス化、これは大きな推進力となります。このため、ユニバーサルサービス制度を速やかに実施していただいて、新たな交付金による支援対象区域の指定等に関して、地方自治体の意見も十分に取り入れていただきたいということがあります。それからテレワーク等の普及に対応するために、既設設備の高度化や拡充についても新たな交付金の対象としていただきたいということ。それから、公設公営の光ファイバ網等の民間移行を円滑に進めるため、自治体が設備の高度化を伴う更新を行う際の支援制度を創設していただきたいということでもあります。

それから、中山間地域等において、スマート農業ですとか、インフラの管理ですとか、そうしたサービスを支えていく無線のブロードバンドサービス、これが必要であります。こうしたサービスの維持管理費についても、有線ブロードバンドサービスと同等の支援制度を創設すること。また、整備促進に向けた支援制度を拡充することを求めています。

これまで、説明をしてまいりましたように、山口県におきましては、離島、それから中山間地域、市街地郊外地域におきまして、採算性等の問題から、光ファイバの未整備地域が存在をしております。離島地域など、整備条件の厳しい地域において光ファイバ網の整備を進めるためには、国によるこれまで以上の手厚い支援が必要であります。併せて、こうした地域での光ファイバ網の整備促進には、新たな交付金制度も含めたユニバーサルサービス制度の速やかな実施が必要であります。光ファイバ網の整備、運用や、これまでもNTTや地元のケーブルテレビ事業者に御尽力をいただいていたところでありまして、こうした電気通信事業者の皆様の果たす役割は極めて大きいものがあります。こうした三位一体の取組が進められることによって、山口県をはじめ、全国津々浦々で光ファイバなどの超高速ブロードバンド環境が実現するものと考えております。

最後、まとめになりますけれども、誰1人取り残されない、そうしたデジタル社会の実現に向けて、情報通信インフラの整備、これは不可欠なものであります。光ファイバをはじめとする超高速ブロードバンドは、全国あまねく提供されるべきものと考えます。特に離島ですとか中山間地域等の医療ですとか暮らし、また、教育、産業を支えていく、地域が抱える様々な社会課題の解決につながる大変重要なインフラであります。超高速ブロードバンドの環境整備が着実に推進をされ、地域との連携による、NTTなど電気通信事業者の積極的な取組が進むように、ぜひとも本委員会で御検討をお願いしたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○山内主査 村岡知事、ありがとうございました。

それでは、次に、愛知県、古本副知事より御説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○愛知県（古本副知事） 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介いただきました、愛知県副知事の古本でございます。日頃は愛知県が大変お世話になっておりまして、ありがとうございます。

通信政策特別委員会委員の皆様、そして、大臣、副大臣、政務官御臨席のものと栄えある場で、私ども愛知県の事例を御紹介させていただく機会を頂戴しました。愛知県の北設楽郡における情報通信基盤の整備、維持の現状及び課題について説明したいと存じます。今日は、関係町村、そして町の商工会、あるいは地元の皆さんもウェブで拝見していると思っております。皆さんの思いを込めて、報告させていただきたいと思っております。

最初に、北設楽郡について、御説明します。設楽町、これは「設」と「楽」と書いて、シタラと読みます。設楽町、東栄町、豊根村の二町一村で構成されておりまして、面積は553平方キロ、県土の1割を占めます、大変広い地域でございます。人口は約8,400人。

一方で、人口割合で見ますと0.1%程度ということでございます。すなわち人口減少と高齢化が大変進んでいる地域でありまして、地域の9割が森林を占める、そういう典型的な中山間地域でございます。

ロケーションは、名古屋市にある愛知県庁から車で2時間、新幹線の最寄り駅は豊橋になりまして、車で1時間半ほどの愛知県の北東部にございまして、北は長野、そして東は静岡の皆様と隣接してございます。

次に、地域の光ファイバの整備の状況についてであります。北設楽郡では地上デジタル放送がほとんどの地域で視聴できない状況にございました。また、インターネット環境の地域間格差やCATV、ケーブルテレビの事業者の事業参入が見込めないという中で、郡内全域の地上デジタル放送の大変見にくい地域に対して、あるいは聞きにくい地域に対して、インターネット環境の整備が大変急務でありました。

そこで、3町村が1つになりまして、2009年度に北設楽郡全域に光ファイバ網、北設情報ネットワークを整備させていただきました。2010年度から供用を開始しました。なお、北設とは、北設楽郡を指します。

次のページをお願いいたします。テレビ放送とインターネット接続サービスを提供する北設情報ネットワークの業務は、2016年度に3町村から北設広域事務組合に移管されて現在に至っております。また、ネットワークの構成は、資料3ページのイメージの図のとおりでございます。北設楽を略して北設と言わせてください。北設情報ネットワークは、この地域に欠かせない大変重要なインフラでございます。その理由においては、テレビの地上デジタル放送の加入率は9割を超えている状況にございますけれども、インターネットの利用習慣のない高齢者の割合が大変高い地域でございます。その加入率は、全体で4割近く、38.4%となっております。

5ページをお願いしたいと思います。5ページを御覧いただきまして、次に、北設情報ネットワークが抱える課題についてでございます。サーバー等の機器の耐用年数が大変迫っておりまして、これらの更新費用を3町村で負担するという、非常に困難な状況になってございます。事業の維持に係る費用は、利用料で賄うというのはなかなか困難な状況でありまして、各町村の負担金で補填してございます。都市部では必要のない、率直に言えば、こうした負担が、こうした中山間地域の皆様は、住民の皆様には負担を強いる現実に、ぜひ目を向けていただきたいと思っております。1人当たり年間で1万円ほどの大変高い、町民、村民の皆様の御負担となっております。当然に3町村を財政的に大変苦しめている状況にございます。さらには人材面であります。こうした専門的知識を有する職員の確保も大変困難な状況にございます。インターネットの利用者の皆様からは、どうしても通信速度が遅いという苦情を、いつも行政のほうにも頂戴しておりますけれ

ども、通信速度の問題は、民間企業の進出や、この地域に住んでみたい、子育てをしてみたいという皆様の、こうした社会増も阻害する、転入増も阻害する要因になっていると言っても過言ではございません。

次のページ、6ページ、お願いをしたいと思います。これらの課題の解決策といたしまして、北設情報ネットワークでは、事業の民間譲渡についての検討会を2021年に立ち上げさせていただきました。結論は、譲渡にかかりますイニシャル及びランニングのコストにおける3町村の負担が許容範囲であれば、民間への事業譲渡は有効な方策であるという1つの結論でありました。現在、事業者へのヒアリングなどを通じまして、引き続き検討を行っております。

7ページをお願いします。事業譲渡の検討では、譲渡に係る自治体の費用負担が新たな課題として挙がっております。事業者によっては、事業譲渡の際に、こうした機器を新しく更改、更新することを条件とされておりますけれども、現実を考えると、これはもう総務省の皆様の補助金のいわゆる裏負担を自ら担おうという事業者は大変少ない状況、皆無と言ってもいい状況の中で、自治体の負担が極めて求められる、言うなれば理不尽な状況になっているわけでございます。

これらが事業譲渡の支障になるおそれが極めて大、という現状を強く訴える次第でございます。北設地域では、地上デジタル放送の有線による視聴サービスの提供が欠かせないものとなっておりますが、現在、総務省で検討いただいておりますブロードバンドサービスのユニバーサルサービス制度では、放送事業など、他の役務と共用している設備については、役務に係る費用を除きまして、交付金を算定する方向での議論があると承知しております。このような算定方法では、事業者の維持管理費の支援としては不十分であると言わざるを得ません。交付金の不足分が、結果として、自治体負担として、事業者から求められることを強く懸念する次第でございます。ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス交付金をはじめとした情報通信基盤の整備、維持に係る支援施策につきましては、この地域において、事業者が持続的に、安定的にサービス提供をするという目的を果たすために、十分な支援をしていただけるよう、格段の御配慮をお願いする次第でございます。

8ページを御覧いただきたいと思っております。北設情報ネットワーク事業の民間譲渡に当たりまして、私どもが事業者に期待したいことを最後に申し上げたいと思っております。1つは、北設地域全体に対し、将来にわたりまして、安定的にインターネット接続とテレビ視聴の双方、インターネットとテレビです。この双方のサービスを提供していただけることを強く強く求める次第でございます。こうしなければ、都市部との情報格差が広がる一方であります。

そして、今後、人口減少が見込まれる中で、利用者や自治体の負担がいたずらに重くならないよう、事業運営をお願いするものでございます。民間企業の進出や、あえて言いますと移住、都市部から、中山間地域で暮らしてみたいという若い人たち、ぜひ応援したいと思います。こうした移住を促進するためにも、民間事業者による積極的な情報通信基盤の整備、事業運営は極めて有効であると考えております。国の施策としても、北設のような利用者が少ない地域でも民間事業者の参入促進、そして事業の持続的な、そして安定的なサービス提供が可能となる支援を一層図られることを期待したいと思っております。

本当ならば、町長、村長がここで強く訴えたいところではありますが、不肖私のほうが代弁いたしました。ぜひ、委員の皆様から深い御理解と温かい御支援を賜りますようお願い申し上げます。終わりの言葉にしたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○山内主査 古本副知事、ありがとうございました。

それでは、続きまして、全国市長会から、岡山県笠岡市、小林市長に御説明お願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○全国市長会（小林市長） 総務省の情報通信審議会で、情報通信基盤整備の現状と課題ということで笠岡市の事例を取り上げていただきまして、本当にありがとうございます。まずもって、私からは、全国市長会としての意見をこれから発表させていただきます。5分ぐらいで発表させていただきます。その後、笠岡諸島の事例を説明させていただくという段取りでよろしくお願ひします。

まずもって、全国市長会としての意見なんですけれども、情報通信インフラは、社会のデジタル化が進展する中で、あらゆる分野でDXを進める上で、地域の未来を切り拓く鍵となります。国民生活や社会経済活動にとって欠かすことのできない社会インフラであります。とりわけ高齢化や過疎化などの社会課題に直面する地方では、農林水産業、教育、医療、交通などの様々な課題解決や地域の魅力向上に資するデジタル技術の活用への期待も高く、光ファイバ、5G等のデジタル基盤の整備が強く求められます。

全国の光ファイバの整備率は、令和4年3月末で99.7%であります。過疎地や離島等においては整備が遅れているわけです。全ての国民があまねくデジタル化の恩恵を享受するためには、全国くまなく、誰もが希望する場所で、安定的に情報通信インフラを利用できる環境を実現することが必要だと思っております。さらに、将来に向けて、社会のニーズの変化や技術の高度化等を踏まえながら、継続的に維持、拡充、更新していくことも必要だと思っております。企業の国際競争力を高める観点も重要ではありますが、これを求めるあまり、社会経済活動の基盤であり、DXのとりでである情報通信インフラが二の次とされることのないようにすることが、地方にとって重要であると考えており

ます。

そのためには、光ファイバ等のデジタル基盤をユニバーサルサービスとして、普及の責務を設けることも有効であります。情報通信インフラは、東京一極集中を是正し、豊かで活力あふれる地域を守り、さらには発展していく地方にとって不可欠な基盤である、こうした視点を忘れないように議論を進めていただきたいと思います。

全国市長会からは以上であります。

続きまして、笠岡市の今の課題を説明させていただきます。笠岡市は、岡山県の西南地域に属する、南を瀬戸内海、隣が、西側が広島県福山市という位置にあります。それで、笠岡市には31の島があるわけですが、有人離島、つまり島民がお住みになっている、有人の島が全部で7島あります。今、1,300人お住まいなんですけれども、これは全国の一部離島から言いますと、1位が愛媛県の松山市で9島、4,000人あまりお住まいです。2番目が、同じく愛媛県で今治市8島、笠岡市が7島で、全国で離島、一部離島が多い自治体からいけば3番目ということで、1,300人の島民がお住まいだという、全体像から言えばそういう形になります。

そして、笠岡市は光ファイバケーブルが敷設できていないわけですが、全体的に私、今回全国の全部離島及び一部離島の状況を細かく見させていただいた、私の独断と偏見の感想なんですけれども、今、大山村長が聞かれているのでちょっと言いにくいなんですけれども、全体的に見ると、全部離島、あるいは、国境離島はほぼ完璧に光ファイバケーブルの敷設がほぼできているように思いました。一方で、一部離島であったり、あるいは瀬戸内海の島々は、光ファイバケーブルの敷設が遅れているように思います。そういった意味でも、瀬戸内海という場所は島がたくさんあるのですけれども、一部離島を抱えている自治体が大変多い地区でございまして、そこに、本当に瀬戸内海というのは、いつも波高50センチで、笠岡市でいえば、一番遠い島までもたった16キロ、非常に近いところに島々が連なっている状況にありまして、非常に過疎化が進んでいるわけなんですけれども、非常に条件が風光明媚で、のどかで、本当にのんびりした地域で、ニューヨーク・タイムズなどの記事にも見るとおり、世界で行くべき、世界の観光地の中で、瀬戸内海が7番目に挙げられるぐらい、本当に今、観光客がどんどん増えているわけでございます。瀬戸内国際芸術祭でもしかりだと思えますし、宮島もしかりだと思えますし、非常に観光業にとっても、あるいはワーケーション、あるいは働く場所としても、実際、インターネット環境といいますか、インフラが整備されていれば、本当に多くのビジネスチャンスが生まれる場所だと思うんです。それが割と一部離島、瀬戸内海というキーワードから言いますと、今まではちょっと置いてきぼりにされているという感があります。

それで、ぜひとも笠岡市、7島に光ファイバケーブルを、海底ケーブルを敷設していただいて、しっかりとインフラ整備をしていただくというお願いでございます。それで、過去に笠岡市は大きな河川がないので、水に苦勞をした歴史があります。昭和46年に、海底送水管を敷設して、すみません、失礼しました。昭和46年に、高梁川からの共同導水路を敷設しまして、笠岡市内に水がくまなく届くようになりました。昭和50年代に、最終的には昭和57年に、16キロ離れた六島にも海底送水管を敷設することができました。それまでは、皆さん、昭和40年代ですよ、昭和40年代に、何と笠岡市では毎年500人から600人の赤痢患者が出ていました。それだけ同じ井戸水をみんなで飲んでいることによって、赤痢が広がったと、昭和40年代ですけども、あったということがありまして、それから蛇口をひねったら、みんな同じ水が飲める、上水が飲めるという環境になって、赤痢が全くなりしました。そのように、インフラというのはいかに人々の生活と密接につながり、大事な命の水であるかというのと同じように、次の時代は、ブロードバンド、光ファイバケーブルを敷設することによって、同じ我々、陸地部に住む人間と同じ環境が得られるということを強く訴えたいと思います。

もう一つ、幾つかの背景があるんですけども、1番目に情報というのがあります。島嶼部の人たちは、我々が毎日見ているケーブルテレビが見られません。これは光ファイバケーブルが敷設していないからということになるわけですけども、高齢化率が70%を超える島嶼部の人たちが、毎日、私が出てくるテレビのニュースが見られないということで、大変皆さん不満をお持ちでございまして、ぜひとも、毎日、私がニュースに出てくるケーブルテレビを見たいという強い希望をお持ちだということを強調させていただきたい。

それから医療なんですけれども、みんな各島々には診療所がありまして、診療所を週に1回、あるいは2回開設して診療を受けているわけなんですけれども、これは薬をもらいに行ったり、先生がいつも担当している先生がなかったりするために、島嶼部の人たちは船代を払って、半分は市が補助していますけれども、船代を払って市内の病院に行っている方もいます。こういったところに、来年の働き方改革が、4月からスタートするわけですけども、島嶼部に週に1回、2回行ってくれている医師の確保が非常に難しくなっています。笠岡市民病院とか笠岡第一病院とか総合病院が、いろいろ各島々を担当してくれているわけですけども、これ、なかなか医師を派遣できないという状況の中で、リモート診療を今、試験的にやっているわけですけども、画像が途中でとまったり、高齢者がしゃべる、聞くのに、医師の発言がよく聞き取れなかったり、そういった問題が結構頻発して発生してございまして、映像がきれいに見えなかったら、皮膚科なんかは皮膚の状態とかが分からなかったりしますし、ぜひとも光ファイバケーブルを敷設す

ると、動画が大量に送れたり、あるいは、映像が止まらないで見られるということにつながると思います。

そして、学校教育なんですけども、今、中学校が1校、そして小学校2校、島では開校されています。子供たちが今、学んでいるわけですけど、G I G Aスクール構想の中で、タブレットを活用して勉強しているわけですけども、これが大量の動画が送れないために、結構それで授業に支障が出ているという現状があります。それで、やむなく、一部の児童は、スクールボートに乗って陸地部の学校に通っているというケースもありますし、また、1つの島、飛島というんですけども、飛島でフリースクールを今年の4月開校しまして、今、6人の子供たちがフリースクールで、大阪や兵庫県で、学校に行けなくなった不登校児童、生徒がフリースクールに入って、それで学校に今、通えるようになっています。そういった形での勉強も、タブレットを活用して今やっているわけですけども、なかなかそれが適時、動画等が送りにくい、伝達しにくいという現象が起きているということでございます。

そして、笠岡市は昨年11月に、白石島の白石踊りがユネスコの無形文化遺産に登録されたり、北木島の石の文化、大阪城の城壁は、北木石が、各大名の寄進をして持っていたわけですけども、こういった歴史が評価されて日本遺産認定を受けたりしたわけですけども、今、観光客がどんどん増えているわけですけども、W i - F i環境が整っていないために、そういったお客様から、インバウンドからそういう不満も出ているということでございます。

そして、行政も各島に支所があるわけですけども、そういったところもしっかりと情報伝達が出来にくい環境にあります。そこで、私は、最後になりますけれども、何をしてくれこれをしてくれ、何をくださいとは言いません。北木島に、今、N T Tが光ファイバケーブルを敷設しているのですけれども、それが我々、今使えないんですよ。これを今、N T Tの問題が随分、話として取り上げられていると思いますけれども、これをまず、使えるようにしてもらいたいんです。これによって、北木島は周囲18キロの、1,300人で、離島にお住まいの方、島民全員で1,300人と言いましたけど、その半分以上は北木島にお住まいでして、北木島の海底ケーブルが使えることによって、かなりの問題は、まず、最初に解決できる。小学校も1つありますけども、解決できます。それによって、また、ほかの6島にも、どう海底ケーブルを敷設していくかということ、徐々に、段階的に増やしていったらいいと思うんですけども、こういうように今、既にN T Tの海底ケーブルがあるにもかかわらず、これ何回も、何年もかけて交渉しているんですけども、これが我々として、まだ使えないということを総務省さんのほうでぜひとも検討を進めていただいて、一日も早く、北木島のケーブルを使って、北木島島

内に光ファイバケーブルを敷設して行って、各家々に送信できるような体制をつくっていきたいと思っております。どうか、お力をお貸しいただいて、陸地に住んでも、島嶼部に住んでも同じインフラ環境が得られる整備を、ぜひとも力を貸していただき、デジタル田園都市構想、インフラ整備計画を進めていただきますように、何とぞよろしくお願い申し上げます。私からのお願いとさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

○山内主査 小林市長、どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますが、全国離島振興協議会から、副会長でいらっしゃいます、鹿児島県三島村、大山村長から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○全国離島振興協議会（大山村長） ただいま紹介にあずかりました、全国離島振興協議会副会長の三島村長の大山と申します。

このたびは通信政策特別委員会で、このような形で発言できることを非常に光栄に思っているところでございまして、これから御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、私どもの三島村の光ファイバの必要性と課題について説明をさせていただきますが、後ほど、全国離島のほうから、少しだけ全国の中での課題を申し述べさせていただきます。

それではまず、私どもの光ファイバの現状と課題でございます。私ども三島村というのは、鹿児島県の南の南西のほうにある錦江湾を出て最も早く着く離島でございます。しかしながら、3つの島で1つの村ということで、本土と島を結ぶ公共交通機関はフェリー1隻しかございません。しかも、毎日通っているわけではなく、週4便というような交通体系になっております。全国の離島の中で毎日本土との公共交通機関がない離島というのは3つしかございません。小笠原と私ども三島村、そして、その南にございます十島村です。この3自治体が毎日公共交通機関で結ばれていない離島でございます。

それがゆえに、情報インフラはなくてはならない、村の振興に関しましても非常に重要なインフラと捉えております。財源的にも、非常に脆弱な村ではございますけれども、平成21年度から22年度に公設公営で光ファイバを敷いております。非常に国の御支援もあって、敷設して事業を進めているわけでありまして。次に挙げる医療、産業、それから防災と、色々な意味で光ファイバが重要な意味をもち、地域の活性化に関しても進めていけるのは光ファイバがあるがゆえということになります。

しかしながら、公設公営というようなことで、もう敷設してから10年を経過して、機器の更新で、非常に財政負担を強いられているというのが現状でございます。そのような中でユニバーサルサービス化という話があり、公設公営でやっていくためには、非常

に厳しい状況があるということから、令和3年度の高度無線環境整備推進事業で、公設民営方式に進めていけないかということで、非常にこれも多額の事業費になったわけですが、現在、鋭意そのことを進めているところでございます。

現在、NTTさんと島内に敷設している光ファイバのIRU契約を進めようということですが、海底ケーブルの部分について譲渡を進めたいと協議をさせていただいております。これが今現在、非常にネックになっております。それはどういうことかといいますと、この光ケーブルは当初、関電工さんに敷設していただいたものです。そのために、今現在、交渉を進めておりますNTTさんでは、整備された光ファイバの状況の確認や整備点検、譲渡するに当たっては費用がかかるということです。そういうことでございますが、何とかスムーズに譲渡をできないものかということで模索しているところでございます。

現在、整備している光ファイバの、私どもが敷設している中に、線が16芯ございまして、その半分で行っているインターネットと、残り8芯で行っている分が、先ほど、どういう形でこれを使っているかというようなことの中にもございましたけれども、NHKの放送であるとかJAMSTECの地震の調査であるとか、議会配信、教育事業などの利活用に残りの部分を使っているわけです。

それで、現在のユニバーサルサービス化の定義では、なかなかこの部分が認められないと、譲渡に関してということで、そうすると私ども自治体の負担が、財政的な負担が、これからも永遠と続いていくというようなことが予想されると思われまして、ちなみに、利活用の部分も、国と協議の中で決めてきた経緯がございまして、何とか、このことによって地域の活性化が図れているわけでありまして。

それで、人口も当然、私どもの村も少なくなってきたわけですが、移住者、定住者が、本土と変わらない通信状態の中で、いろいろなことができるということで、少しずつ定住される方も出てきております。そういう意味でも、これから、3つの島がしっかりと村として存続していくためにも、必要不可欠なインフラだと思っております。

ユニバーサルサービス化というようなことも言われているわけですが、陸上に限らず、海底の部分の光ファイバについても、将来的に民間事業者が、しっかりと譲渡を受けられるような体制になれば、非常にありがたいのかなと思っております。

もう一つ、先ほどもありましたけれども、インターネット用以外に海底ケーブルを使うということになると、第2号基礎的電気通信役務を提供する交付金制度の対象から外れるということもございまして、そういうところが、今後、どういう形になっていく

のかと、今の現状ではそういうことでございますけれども、何と云っても、私どもの村の財政力指数が0.06という、日本で最も厳しい財政状況の村と言われておる中で、今後、このことを、いかに一歩でもいい形で前に進めていけるのかというのが最も大きな課題だと捉えておるところでございますので、ぜひ理解していただいて、少しでも私どもの望むような、全面的に民間に譲渡できるような、そういう形に持っていただければと思っていますところでございます。

○全国離島振興協議会（小澤課長）　　続きまして、全国離島振興協議会事務局から補足的な事例を紹介させていただきたいと思えます。

事例としましては、長崎県対馬市の事例でございます。対馬は九州本土から約150キロ、韓国から約50キロという国境離島に位置する離島でございますが、本土との海底光ファイバが未整備の離島でございます。本土の長崎県とは通信費に差がございます。対馬市は、G I G Aスクール関連の補助事業が始まる以前から、L T E方式によるタブレットを教育事業に導入しておりましたが、通常長崎県内の学校では、N T Tフレッツ光サービスが利用できるもので、1校当たり月額7,000円程度の費用で利用できます。対して対馬市は、N T Tのフレッツ光のサービスがないエリアでございます。そのためもありN T T様の中継線サービスを利用させていただいて、接続をさせていただいておりますが、1校当たり約450万程度月にかかってしまいます。対馬市は31校ございますので、それだけ年間費用がかかってしまうという状況でございます。このような価格差を生じている現状でございます。

先ほど小林市長からも御発言ございましたが、本土との間に海底光ファイバが整備されていない離島もまだ数多くございます。住民定住に必要な医療や教育をはじめとしまして、多くの分野に影響を与えております関係もありますので、幾つかの点について、最後に要望を申し上げたく存じます。

まず、第1に、全ての離島の対本土間、そして島内の光ファイバ網の敷設整備、維持管理、更新をナショナルミニマムとして位置づけていただきたいということ。そして、ユニバーサルサービス化の前提となります光ファイバ網の整備につきましては、ユニバーサルサービスへの移行期間に制度的な空白期間を生まないように、あまねく離島への整備が行き渡るように、配慮措置を取っていただきたいと存じます。

三島村のように自治体が主導的に事業者様と情報基盤を整備してきましたが、全てユニバーサルサービス化の対象となるような仕組みを構築していただくこと。そして、大山副会長からも申し上げましたが、自治体が永続的に支出をする必要のない制度を構築していただきたいと思えます。これらのことを要望として申し上げたいと思えます。

以上で、全国離島振興協議会からの報告とさせていただきます。ありがとうございます

した。

○山内主査　　どうもありがとうございました。

それでは、御説明は以上ということですので、意見交換に移りたいと思います。それで、ただいまの4団体からの説明について、御意見、御質問のある方は、会場の方は挙手で結構でございますが、リモートの方は、冒頭に事務局からありましたので、チャット欄、チャットを使って、「全員」というところの選択をした上で、発言をしたいという旨を、こちらにお伝えいただければと思います。

それでは、いかがでございましょうか、どなたか御質問、御意見あれば、御発言願います。どうぞ、まずは林委員から。

○林専門委員　　名古屋大学の林と申します。御説明をありがとうございました。おかげさまで地域各所の実情がよく分かりました。質問が3点ございます。

本委員会では、御案内のとおり、ブロードバンドのユニバーサルサービスについて、未整備地域の解消や民設移行を促進するため、NTT東西に最終提供者としての責務を課すことが議論されております。そこで、全国知事会様・愛知県様・全国市長会様・全国離島振興協議会様の4者の皆様におかれましては、NTT東西にこうした責務を課すことについてどのようにお考えかを、すでに御説明いただいたところとかぶるかもしれませんが、あらためて御見解を確認させていただきたいと思います。それが1点目でございます。

2点目は、これも各団体様に質問でございます。条件不利地域、地方の過疎地域等において、光ファイバに対する期待というのはかなり高いものがあると承知致しました。ですが、一方で、NTT東西様からしてみますと、なかなかそういった地域で、光の整備・維持をすることについては、収益性等の問題から考えると、現実としてはなかなか全ての御要望にお答えするのも難しいものがあるかと推察されます。そこで、質問としましては、そういった地域でNTT東西様やケーブルテレビ事業者様との間で過去、実際、交渉や働きかけが行われたことがあるかと思いますが、その際、皆様からこういった要望や情報がNTT様やケーブルテレビ事業者様に提示され、これに対して事業者様から実際どういう反応があったとか、どういう条件の提示があったとか、あるいは、コスト負担や需要の面を含め具体的にどういう点が現実にネックになっているかというところを、お差し支えない範囲で、またさきほどの御説明の補足として、御教示いただけましたら幸いです。

3点目は、自治体の皆様におかれまして、こういった条件不利地域における通信の在り方ということについて、例えばそれぞれの自治体において、住民の方を、どういうかたちで巻き込んで、本日お話しいただいた点について御議論をされているか、地元説明

会や審議会などいろいろあると思いますが、どのように地元住民の皆さんと問題意識を共有しておられるかについて、御説明をいただけましたら幸いです。

以上でございます。

○山内主査　ありがとうございます。それでは、各団体から御説明をいただきたいと思いますが、時間の関係もございますので、質問それから回答ともに、簡潔にしていたければ大変助かります。

それでは、順番に、まずは村岡知事からお願いしたいと思います。

○全国知事会（山口県　田中局長）　山口県のデジタル推進局長の田中と申します。村岡知事が所用のため会議に出席できませんので、私が代わって御説明させていただきます。

まず、最初の1点目です。NTTに対する期待でございますが、特に山口県の地方におきましては、民間企業の中で、特に公共的な役割であります、NTT西日本にそういう責務を担っていただく、これに対して大変期待を強く持っているところでございます。

あと、2点目です。2点目が、NTTなどの交渉や働きかけの状況でございますが、特に、山口県で言いますと、離島などにつきましては、整備をという話で交渉などを行っておりますが、そういう中で、海底ケーブルの敷設、これ、コストが高いということで、また見合うニーズが見込みにくいということで、なかなか整備計画が進まないという状況がございます。

あと、3点目です。地元との交渉とかですが、こちらにつきましては、県内でも各市町とともに、いろいろ協議会等の中で、そういう光ファイバの未整備の地域についての整備について意見交換を行っておりますが、やはりどうしてもニーズ、利用が見込めない地域においては、その整備コストが課題になりますし、そちらについて、国の補助事業なり、各市町からも、要するに財政的支出もなかなか難しいということで、現在進んでいないと、そういう状況でございます。

以上でございます。

○山内主査　ありがとうございます。それでは、愛知県古本副知事、お願いいたします。

○愛知県（中谷情報通信政策推進監）　愛知県で情報通信政策推進監をしております中谷と申します。副知事の古本が所用で退席したものですから、私から回答申し上げます。3点御質問を頂戴いたしました。

1つ目がNTTに対して責務を課すことについてでございますけれども、愛知県の北設地域の事情といたしましては、NTT西日本様がサービスを提供するという形でもも

ちろん良いのですが、そこはN T Tに限らず、いずれかの電気通信事業者、ケーブルテレビ事業者から、しかるべくサービスを提供していただくということが要望でございますし、地域もそれを望んでいるところでございます。

2つ目の事業者からどういった要望なりがあるかというところでございますけれども、設備の改修を含めた一部のコスト負担を自治体をお願いしたいという声が上がってきております。

3点目の住民との議論でございますけれども、先ほどプレゼンの中でも御説明をいたしましたように、通信速度が遅いということで、それにより潜在的移住が妨げられている要因になるということと、企業につきましては、民間企業の進出の障害になっているという声を頂いているところでございます。

以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。それでは、小林市長お願いいたします。

○全国市長会（小林市長） N T Tに対する期待というか要望というのは、先ほど私も説明しましたけれども、これは過去のいきさつが私自身もよく把握しておりませんが、一番大きな北木島に海底ケーブルが敷設されていることは事実でございます。それもN T Tによって敷設されていると。これが使えないということは、要は、ランニングコストが高いとか減価償却も合わせると、非常に自治体に大きな負担がかかりますよというような、例えば10億とかそういう単位で毎年費用がかかってしまうということは、打診としてはあったんですけども、具体的に、じゃあ、実際それをどうシェアしていくか、負担していくかというようなこととか、それを総務省と一緒に、N T Tと一緒に交際していってもらおうとか、そういった経緯は全くやっておらずで、まだ初期的な段階で、このケーブルを使うとなるとランニングコストが高いですよというようなイメージで話をされて、前に進んでいないというのが今の現状でございます。ぜひともこのケーブルを、せつかくあるのであれば、それを使わない手はないでしょうというのが、本当に地域の率直な願いでございます。これを何とか実現していきたいと思っておりますし、3番目の地元の期待も、私もしょっちゅう、もうほとんど毎週、どこかの島に行っているいろいろな意見交換会はしておりますけれども、本当に地元のケーブルテレビが見られない、あるいは議会中継も見られない。そして、本土の陸地部の情報がそういう意味では入らない、アナログ式で、いつも紙ベースで皆さんにお伝えせざるを得ない、こういった状況を何とかしてほしいというのは、率直な島民の皆様の気持ちでございます。高齢者の皆さんは、インターネットを使ったりするケースは少ないわけでございます。毎日テレビを、うちの両親もそうですけれども、ケーブルテレビを毎日見ているということが日常生活の中の一部でございます。それができていない、それができない

環境にある島嶼部の環境は何とかなきゃいけない。

そこに、手が届くところにケーブルがあるわけですから、それはもう何とかしようというのが、本当に笠岡市のぜひともというお願いでございます。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。それでは、三島村の大山村長、よろしく願いいたします。

○全国離島振興協議会（大山村長） 3点でございます。

最初の第1点目ですけれども、鹿児島県、有人離島が26島ありまして、そこに十数万人の住民が暮らしているわけです。その中で、ほとんどNTTさんの光によるサービスを受けている形になっているわけです。ところが、三島村だけが公設公営ということでやってまいりました。なので、これは公益性というのは、そういうふうには当てはまらないかもしれませんが、ぜひNTTにこれからもいい形でのサービスを提供していただければと思っているところであります。

それから2点目でございますけれども、現在、先ほどお話しさせていただきましたが、協議をしている最中でございます。先ほどの資料の中にも、それを進めていく中でどうということが課題になっているかということをお示ししてあり、そういう現状であるということ。

最後、3点目ですけれども、住民に対してどういう形で説明しているかということでございます。繰り返しになりますけれども、この重要性というのを本当に島民の方々はひしひし理解していただいております。これまでは公設公営でございましたので、安くサービスも提供できていたわけです。ところが、こういう形で、村も非常に厳しい状況になっていて、将来的にこういう形に移行することを考えているということもちゃんと住民の皆様方に説明をさせていただいて、料金もこういう形になりますということも説明させていただいております。当然高くなりますけれども、それでもそれなりの理解を示していただいているというのが現状でございます。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

次に、渡井委員に御発言いただいて、それからウェブで相田委員が御発言を御希望です。まずは渡井委員からどうぞ。

○渡井専門委員 ありがとうございます。慶應義塾の渡井と申します。本日は御説明ありがとうございます。情報通信基盤の現状について理解を深めることができました。

1点確認させていただきたいのは、どのような運営体制を取るにせよ、やはり行政の側には、ネットワークサービスの安定的な供給を市民に保障するという役割が期待され

ているのではないかと考えております。そのためには、御指摘にございましたように、財源の確保や、あるいは人材の確保が優先的な課題になると思いますけれども、そのほか規制権限の上で何か足りない、あるいは、これが必要ということはおありでしょうか。

それとも現状のまま、例えば行政指導のような、法的な拘束力のない手法を用いることで、サービス供給の上で行政に期待される役割を果たしていくことができるとお考えでしょうか。皆様から何かコメントを頂戴できればと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山内主査 コメントのある団体からということによろしいですか。

○渡井専門委員 はい、結構です。

○山内主査 それでは、いかがでございましょう。各団体から何かあればお答え、コメントいただきたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますか。笠岡市の小林市長から手が挙がったと思いますが、よろしゅうございますか。お願いいたします。

○全国市長会（小林市長） ありがとうございます。先ほど規制権限等を解除することによって、法的拘束力も変更することによって、運営体制、環境が整うんじゃないかという話でございますけれども、先ほど私も話をさせていただきましたけれども、実際にあるものが、海底ケーブルがあるわけですけど、それが使えないというのは、NTTさんも過去、光ファイバケーブルを北木島に敷設をするときに、多分、NTT単独でやっていないと思うんですね。これは多分総務省から、あるいは政府から何らかの補助金をもらいながら敷設している可能性があるわけでございますけれども、それがNTTの管理になって、いろいろな制約があるのか、それは説明を何度も聞いても教えてくれないわけですけども、そういったことの中で、使えなくなっているという現状があります。

それは、もう既にここにあるわけですから、それをどこかにある障壁を取り払うことによって、解除することによって、それが島民のための光ファイバが通じる、ブロードバンドが使える環境が整うということになるわけですから、これはもう総務省のほうで、ぜひともその壁を排除していただきたいし、その中で、一定の財政的な負担が笠岡市に、自治体に負担が発生するとしても、私はそれはもう全然問題ありません。負担しますから。

ぜひとも、その法律の壁、あるいは何かの環境の壁を撤廃するというのは、これ私にはできないことですから、ぜひとも今そこにおられる皆さんで話し合っ、すぐに解決してほしいなと思います。

以上です。

○山内主査 ほかの団体で御発言ございますか。よろしいですか。渡井委員よろしいですか。

○渡井専門委員 はい。

○山内主査 ありがとうございます。それでは、相田委員から御発言願いたいと思います。相田委員、よろしくお願いいたします。

○相田主査代理 相田でございます。ただいま海外出張中なので、ホテルからの部屋で失礼いたしますけれども、本日、プレゼンいただいた皆様からの御発言、特に愛知県様のほうから、ケーブルテレビのテレビの加入が9割だけれども、インターネットは38%だとか、それが平日の夕方や休日など遅くて困るというお話をお伺いいたしまして、大変、特に通信と放送との関係に関して考えさせられたということでございまして、まず、質問ということでは、愛知県様、ほかにコメントいただける方があれば、コメントいただきたいんですけども、地デジは見られないというお話はあったかと思うんですけども、衛星放送も見られないのか。それとも衛星放送は見られるけれども、コンテンツ的にローカルなコンテンツが見たいからケーブルテレビに加入されるのか、そのところを教えていただきたいと思います。

それで、あとは私からのコメントなんですけれども、前々回あたりから技術中立性というようなことが盛んに議論になっているわけなんですけれども、やはりワイヤレス固定みたいなものということ考えたときに、放送品質の情報を流せるのか、さらには総務省さんのほうで、4K、8K、地上波で送るには周波数が足りないから、IPで再送信ということも進めていらっしゃるように伺っておりますけれども、そういうものを考えるに当たって、どういう技術が使えるのかというようなことをちゃんと考えていかないといけない。設備が共用できるのか、共用できるとしたら、費用配分はどうするのかというようなことで、いわゆる通信と放送の融合ということが言われて、もう久しいわけなんですけれども、今回、この委員会も通信政策特別委員会という名前にはなっているわけなんですけれども、通信と放送との関係というものを、もう少しちゃんときれいに整理していかないと、なかなかこの話、適切な結論に持っていくことができないんじゃないかなと思いました。

以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。それでは、愛知県からお答えいただければと思います。

○愛知県（中谷情報通信政策推進監） 愛知県の中谷でございます。相田先生からの御質問ありがとうございます。2点御質問・コメントを頂いたと認識しております。

1点目が衛星放送で代替できないのかという御質問だったと認識しておりますけれども、おっしゃるように、衛星放送と地上波ではコンテンツが異なっているということが1点ございますし、仮に衛星放送のコンテンツで満足できるという場合があっても、

通常でしたら地上波を受信できたら必要のないパラボラアンテナの設置ですとか、その費用面を住民の方々に個別でお願いするのかということも論点かというふうに考えております。

もう一つのIP送信等の議論がある中で、どう考えるかというところでございますけれども、北設地域の思いを代弁して申し上げますと、先ほどのNTTに責務を課すのかというところで述べたことと同じでございます。どのような事業者によって提供されるかですとか、どのような技術方式によって提供されるか、そこについて、強い希望はないというふうに、私としては承知をしております。

いずれにいたしましても、都市部との格差なく、通信だけでなく、放送についてもしっかり住民の方々にサービスを安定的に届けさせていただき、それも適切なコスト、お願いできる範囲でのコスト負担で提供していただくというところを望むところでございます。

以上でございます。

○山内主査　ありがとうございます。この点については、ほかの団体からコメントがあれば伺いますが、あるいは、相田委員がコメントされていましたが、御意見についてもコメントがあれば、相田委員、よろしいでしょうか。

○相田主査代理　結構でございます。ありがとうございました。

○山内主査　ありがとうございます。それでは、そのほかの御発言の希望、どうぞ、大谷委員。

○大谷専門委員　大谷でございます。御説明、大変切実なものとして受け止めさせていただきました。そこで、御質問とコメントがございまして、コメントのほうから先に申し上げたいと思います。

1つは、これは山口県の村岡知事のほうから御説明のあった、資料5ページの無線ブロードバンドサービスへの支援への期待の部分でございます。ここにいう支援の内容とは有線ブロードバンドサービスと同等ということで、必ずしもユニバということで書かれたものではないと理解しているのですけれども、やはりスマート農業などの産業目的ですと、ユニバーサルサービスの趣旨とは少し異なっているかと思えます。

そういう意味でも、ブロードバンドユニバで対応できる領域と、また、それ以外の支援制度とは区別して検討していく必要があると考えているところです。特に未整備地域の整備促進については、ブロードバンドユニバの中にも特別支援地域や区域についての制度はございますけれども、それだけで成り立つものではなく、別途の制度が必要になるのではないかなと考えております。

それから、2つ目のコメントです。相田主査代理からも御意見があったところでは

れども、テレビの視聴など通信以外の目的でも利用される設備の安定的な維持ができるような取扱いについて、喫緊の課題だと思っております。このために、電気通信事業法の中でできることには限界がありますので、その他の情報通信法制の中で検討すべきこと、制度の役割をよく見極めながら検討する必要があると思います。とにかく喫緊の課題だなど実感させていただいたところです。

そこで、御質問させていただきたいのが、いろいろ御要望ということではいただいている中で、サンプルとしては、知事会様資料の5ページの国への要望についてお伺いしたいと思います。地方の意見を踏まえたユニバの区域指定ということなのですが、特別支援区域の要件というのは、事業者にとっても予見可能なものにする必要があると考えておまして、そのためには一定の基準が必要ですが、地方の意見を聴取するための仕組みとして、一般的な意見募集の方法でよいのか、それとも別な形を希望されているのかを一つ教えていただきたいと思います。

2つ目の質問になりますが、公設公営サービスの民間移行については、今日も愛知県様、それから、三島村の状況を伺っただけでも、地域の事情がそれぞれに異なっているということ認識させていただいたところです。現在の電気通信事業法というのは自由に参入退出ができる事業の制度ですので、一般的な事業者については、自発的に名のり出やすくするような方法ぐらいしか考えられないところです。仮にNTT法がもし変わって、ラストリゾート的な役割を果たすことになれば、また別かもしれないですけども、ラストリゾートの規定以外には、具体的にどのような支援制度を期待されているのかということについて教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○山内主査　今の2番目も知事会への質問ということでよろしいですか。

○大谷専門委員　そのつもりですが、ほかのところからも御意見がありましたらいただきたいと思います。

○山内主査　それでは、まず、知事会から御回答いただければと思います。

○全国知事会（山口県 田中局長）　最初に、ユニバーサルサービスの区域指定の関係、地方の意見をというお話があり、今、しておりますが、これにつきましては、一般的なものに加えて、全国知事会等に対してそういう意見を聞いていただくような機会を設定していただければと考えています。

あと、公設公営については、申し訳ありません、山口県のほうでは、その関係のものが特にないので、なかなかお答えづらいという状況がございます。よろしいでしょうか。

○山内主査　それでは、ほかの団体様で、この問題についてコメント、あるいはお答えがあれば、御発言願いたいと思いますが、いかがでございましょう。よろしいですか。

○全国離島振興協議会（大山村長）　よろしいですか。

○山内主査　　どうぞ。

○全国離島振興協議会（大山村長）　　三島村ですけれども、私どもは先ほど御説明申し上げたように公設公営で、これからのユニバーサルサービスの制度も含めて、どういふふうにして移行していったらいいものかと悩んでおります。そこで、先ほども現状抱えている課題を申し述べさせていただいたわけですけれども、公設公営といっても地域ごとに、先生がおっしゃるように状況が異なる部分もあるかもしれません。けれども、少なくとも私どもの今直面している課題というのは、先ほど申し述べさせていただいたところではありますが、これをNTTさんも国も含めて、その課題にどういう形で臨んでいただけるのか。私どもとしては非常に財政的に厳しく、これからブロードバンドを継続していくために、どうしてもこれから始まる、そういうサービスに何とか乗っかっていき、財政負担もそれほどなく維持できることを望んでいるところでございます。ぜひいろいろご調整をお願いしたいなと思っているのが現状です。

○山内主査　　よろしゅうございますか。

○大谷専門委員　　ありがとうございます。

○山内主査　　ほかに、リモート御参加の委員の方、もし御質問があれば、チャットでお知らせいただき、笠岡市長、小林様から御発言御希望ということでよろしいでしょうか。

○全国市長会（小林市長）　　先ほどから話をしておりますけれども、NTTのケーブルを公設公営というか、活用させていただけるということになったときに、NTTだけではなくて、先ほどから出ています、笠岡放送というローカルのケーブルテレビ局があるわけですけれども、こういった笠岡市内にある民間事業者も非常に海底ケーブルを使うことに興味を示していきまして、それで一定の費用負担をもちろんさせていただくと同時に、行政としてもしっかりとそれをサポートしていきながら、NTTの負担をできるだけ減らして行って、各地域に、北木島なら北木島の各地域にケーブルテレビ局が、ケーブルテレビが見られると同時に、ブロードバンドのユニバーサルサービスを楽しむことができる環境が整うということで、これはNTTだけの負担にしないように、我々としても、それはもう最善の努力をしたいと思っておりますし、そうなると思っております。

　　以上です。

○山内主査　　ありがとうございます。それから、愛知県からも御発言の御希望ということで、どうぞ御発言ください。

○愛知県（中谷情報通信政策推進監）　　発言の機会いただき、ありがとうございます。ただいまの大谷委員から御質問につきまして、NTTをラストリゾートとする以外の方策という問いかけがございましたので、そちらについて、要望として申し上げさせていただきます。

先ほど、プレゼンの中で、6ページ目で御説明をいたしましたように、北設情報ネットワークの事業譲渡に係る検討を行ってまいりまして、愛知県は構成員として入り、総務省東海総合通信局様にオブザーバーとして入っていただいた上で、検討結果を示したところです。先ほどの説明と重複いたしますけれども、事業譲渡は有効な方策であるとしながら、その条件といたしまして、イニシャルコストと譲渡のランニングの双方の負担額が許容できる範囲内であればということが条件として、報告書としてまとまっております。

まず、イニシャルコストにつきましては、事業譲渡の際に必要な機器更改、こちらの費用負担が課題になっておるわけでございますけれども、こちらにつきましては、金額も高額ですし、また、総務省のほうでお持ちの高度無線環境整備事業という補助事業がございますけれども、これは、補正予算における事業を除きましては、今後、事業譲渡の予定があっても、現在公設である場合には、設備の更改の支援の対象とならないということがございます。ですので、当初予算分につきましても、安定的に条件を緩和していただけると、イニシャルコストというところの負担が減ってくるということでございます。

また、ランニングについては、ユニバーサルサービスの制度につきまして、テレビ放送との共用部分が抜かれるということと、あとは制度の御検討をされていると思うんですけれども、予見可能性を持って、地元としても検討したいということですので、その見通しなりとも出せる範囲で出していただけると、地元の検討に資すると考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。大谷委員、よろしゅうございますか。

○大谷専門委員 ありがとうございます。

○山内主査 それでは、ほかに御発言の御希望があれば、いかがでございましょう。それでは、関口委員、どうぞ御発言ください。

○関口専門委員 関口でございます。いろいろプレゼンを拝聴いたしまして、財政事情が大変だ、苦しいということはよく理解いたしました。

ブロードバンドユニバーサルサービス交付金の創設に関与した者として、少しコメントさせていただきますと、ブロードバンドサービス交付金は、まだ、単価も具体的には算定、確定しているわけではありませんが、ブロードバンド契約したユーザーから何かのお金を毎月いただくという形で貯めたお金を、地域間補填として交付していくという制度でありまして、その意味では、可能な限り対象を限定して、交付金規模が肥大化してユーザー負担が大きくならないということを、ずっと検討の中の1つのテーマと

して掲げて検討してきたところなんです。

その意味で、自治体の皆様方が、公設公営等で引かれた光ファイバを事業者に譲渡する形で負担を免れたいという気持ちはとてもよく分かるんですけども、ここの部分を全部、交付金で賄えるかという、当初からそれは想定していなかったということでもあります。特に、放送部分について、再送信等で使う、あるいは、議会の議事を放送すると、こういったものにお使いの部分について、制度は初めから想定していないわけです。これを、公設公営を民間譲渡するという形でお考えになったときにも、少なくとも、放送に関わる部分、あるいは、ほかの通信以外にお使いになっていらっしゃる分については、自治体様の負担が残るということは、現時点においては御覚悟いただかないといけないんです。ここは放送政策についての課題なのかもしれませんが、少なくとも、通信の場では議論の対象外だということはお理解いただきたいと思うんです。

ですから、その意味で、なかなか御要望に十分お答えできないのかもしれませんが、自治体の負担部分、これは補助の差分ですとか、あるいは、その後の維持費等について、一定のコスト負担は継続してお願いをしなければいけない。これは財政力指数の極めて低い自治体さんにとっても負担は重いにしても、住民サービスに必要と御判断される限りはコスト負担をいただかないといけないと。

それから、民間移譲したときには、民間事業者は基本的にコストベース、コストプラス適正報酬という形でコスト算定をして、一定の補助がそれによって埋められない部分というのは、ユーザーに負担を求めていくということは避けられないことですので、その点で、事業者との交渉についても、なかなか金額面で折り合わないということがあるかもしれませんが、ここは事業者側自身の都合も、ある程度はコストを回収できるということは想定できないと踏み込めないかなと。特別支援区域等については、最大限、赤字を補填するようなシステムは考えていますけれども、それでもカバーできないところは出てくるかもしれないなと思っています。

それから、もう1点なんですけれども、笠岡市長様のほうから、資料の13枚目のところで、NTTの設備を貸してもらえないのかということについて、ここは、1つにはコストや運用面の問題があるということですが、コストについては、今申し上げたように、事業者としてペイするのであれば、一定の金額を自治体から支払いがあれば、お貸しすることは可能かもしれないと。

もう1点、実は運用面の問題としては、光ファイバを事業者として運用するときには、他事業者と設備共用することを多分嫌がるんだと思うんです。ここについては、今まで経験の中でも、電気通信事業者同士が、ここは空いているんだから使わせろというような御要望が随分あったんですけども、ここについては、運用管理面で課題が生じる

からという形で、あまり設備共用ということについては、今の段階では進んでいないと思います。これが多分13枚目のところで、なかなか余っているのに貸してくれないという御不満につながるのかもしれませんが。

ここはN T Tに確認しないと具体的なところは分かりませんが、運用面での懸念というのが事業者側にあるということも、一定程度、御理解いただけたらよろしいかなと思っています。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。小林市長及びその他の団体の方で、今の御意見についてのコメント、あるいは反論でもいいんですけど、あればお願いします。いかがでございましょう。特によろしいですか。どうぞ。小林市長、どうぞ御発言ください。

○全国市長会（小林市長） 反論でもいいんですね。反論でも。

○山内主査 結構ですよ。

○全国市長会（小林市長） いや、だから先ほどから言っているように、地方自治体としても一定の費用負担をする覚悟はできていますし、それは島嶼部の1,300人の皆さんが陸地部と同じサービスを楽しむことができないことは、これはもう行政としては認めるわけにいきませんし、それは何とか解決しなきゃいけないと思っておりますし、それで、既にケーブルが存在しているわけですから、N T Tは単独であったとしても、積極的に笠岡市とランニングコストに関する協議を進めるべきだと思いますし、そのテーブルに乗らないのはどうしてかなとも思います。

そして、敷設するとき、多分、総務省もいろいろな援助をしながら、海底ケーブルの敷設ができていますから、総務省も入って、その中で、どう住民サービスを維持していくか、あるいは向上していくかといったことをしっかりと話し合わないと、これ、無駄がここに起きているわけですよ。実際あるわけですから、その無駄を、無駄があるまま、それを放置している総務省はどうなのかなと思いますし、関口先生からも今、話がありましたけど、8本あるんですけどもケーブルが、その中の、笠岡放送としては2本使わせてほしいという希望を出しているわけですけども、全くテーブルに乗らなくて、取りつく島もない状況に今なっているわけですから、それはちょっと、これは何としても、行政としても解決するための協議をする場を設定するとか、何か考えていただかないと、前には全然進みませんね、これ。

○山内主査 そのほかに。

○全国離島振興協議会（大山村長） いいですか。

○山内主査 どうぞ、御発言ください。

○全国離島振興協議会（大山村長） 三島村の場合ですけども、16芯ある中で8芯も

先ほど言ったような形で使っているということです。先生の話のなかに、それも自治体負担という話がありましたけど、確かにそうなのかなということも理解できるわけですが、そうは言っても限られた財源なので果たしてどこまでできるのかと。他にもやることがいっぱいありますし、ユニバーサルサービスの定義を見直していただきたい。例えば私どもの8芯の中にはJAMSTECの日本の地震の観測に利用したりしているわけですよ。

そういうこともありまして、それは多分、文科省さんと総務省さんといろいろ話をされて、うちの公設公営のケーブルを使っているのではないかと思います。いずれにしても、今あるインターネットサービスの中で使っている8芯に移行するとか考えないといけないのかという事もあるわけです。実際問題としてユニバーサルサービス化というのが、今考えられている定義の中でこれからもずっと進むのもどうかと疑問に思っているところです。

○山内主査 ありがとうございます。ほかに御発言の御希望いらっしゃいますか。

○矢入専門委員 すみません、矢入です。

○山内主査 どうぞ、矢入委員、御発言ください。

○矢入専門委員 本日、大変光ケーブルですとか通信の件について、非常に困難を抱えた地域の実例を聞かせていただいて大変勉強になりました。

その中で、全国離島振興協議会の大山様に御質問させていただきたいんですけども、本日、笠岡市の小林様からのお話にもございますというように、離島の中でも、例えば国境離島、それから、あと全部離島という表現でされていましたが、部分離島、それから、例えばある地域の非常に狭い海のところにある離島、瀬戸内海のようなところというのは非常に困難を抱えていらっしゃる。このように離島格差というのがあるというのが、今日、本当に勉強させていただいた点になっているんですけども、このような離島格差というのが生じた歴史的な状況ですとか、それから、今後それを解消するために、どのような活動をされているかというのを、貴団体でいろいろ取りまとめているような状況を、かいつまんでお聞かせいただけるとありがたいです。

また、今後、技術の更新、宇宙の通信を使うみたいなのを、また、いろいろ研究業界では非常に盛んになってきているんですけども、そういうのが、例えば10年か20年か後に、また更新するとなったときに、恐らく今のままでは同じような離島格差が生まれ得るんじゃないかと私は危惧しておりまして、そういうことについても、何か皆様で議論されていることございましたら、お聞かせいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○山内主査 それでは、大山村長、よろしいですか。

○全国離島振興協議会（大山村長） ありがとうございます。離島といっても、先生おっしゃるように、いろいろな区分けがございます。法律に関してもそうです。私どもは、離島振興法という法律の中で、いろいろな行政運営をさせていただいているわけです。笠岡市長の瀬戸内海、内海離島、それから、外海離島、一部離島というような話がありました。法律でいうと鹿児島県でも、奄美群島は奄美群島振興開発特別措置法。沖縄の離島は沖縄振興特別措置法というのがあります。また、北海道の利尻礼文というのは、北海道のいろいろな法律があるということですよ。

なので、それぞれ、そういう法律の下で1つの情報インフラに関しても、いろいろな補助率がございます。いろいろ事業を行うにしても、法律の枠内で補助率も違います。また最近では国境離島というようなことがあります。先ほど全離島事務局からお話がありました対馬市は、これはまさしく皆さんも御理解していただけるとおり国境離島の最たる離島です。その島に海底光ファイバが通じていないというような話をさせていただきました。いろいろな離島の諸々の条件下で、この整備を今後どういう形で進めていくか。格差という話もございましたけれども、格差がないように。離島に人が住まなくなったら、もう日本の領土というのはどうなるかということ。そういう観点から、国境離島という新しい法律もできたわけがございます。何とか人が島に住んで、未来永遠住み続けられるように、情報インフラはライフラインという位置づけで離島の人たちは取り組んでいるところでございます。これから、全国離島振興協議会としては、離島に住む者の共有の思いとして、少しでも前に、いい形で進められたらと思っているところでございますので御理解いただければと思います。

○山内主査 ありがとうございます。小林市長、この件でしょうか。御発言御希望。

○全国市長会（小林市長） ありがとうございます。一部離島と全部離島で格差があるという話、ちょっと補足させていただきたいと思いました。

先ほど私、全体の一部離島の島の話させていただいたときに、松山市が9島あって4,000人ぐらいお住まいで、全国で1位だと。愛媛県の今治市が8島あって128人で、2番目に島が多い。笠岡市が3番目という話をしましたけども、今、説明した松山市も今治市も笠岡市も、これ一部離島でして、要は、本土に、ちゃんと陸地部に市があって島嶼部を持っている。例えば隣の福山市も走島という島を一部持っているので、一部離島と。笠岡市も7島持っている、こういう話になるんですけども、大山村長のおられる三島村は、これ全部離島、3つの島から構成される1つの村になっているわけですけども、陸地部には村がありませんので、全部離島ということになっていまして、これは国境、国境離島の場合は、防衛上の問題もあるのかもしれませんが、今言ったブロードバンドというか、光ファイバケーブルは結構敷設しているところが非常に多いです。

そういった全部離島に対する手厚い保護が結構ある印象を持っています。

それに引換え、瀬戸内海、今言ったように、愛媛県もそう、岡山県もそう、広島県もそうなんですけども、香川県もそうですけども、一部離島を持っている自治体は、やっぱり一部離島なので、その自治体本体がしっかりと島に対するサポート、ユニバーサルサービスをしっかりしてくださいねというのが前提にありますので、我々が独自に自分たちで島嶼部に抱えている問題を解決する自己責任が発生しているというところが全部離島と少し観点が多分違うところじゃないかなと私自身は解釈をしているということでございます。

ただ、海底ケーブルに関しては、水道も半分、国が補助をしてくれて、六島の16キロ先まで海底送水管を敷設することができ、皆さんが今、我々、陸地部に住んでいる我々と一緒に同じ水を飲むことができるようになりました。それと同時に、光ファイバケーブルも、ぜひとも全ての島に敷設して、同じように教育も、あるいは産業も、あるいは行政も、医療も同じサービスを楽しむことができるというところまでは必ず持っていかないと、その格差は、絶対に私は島嶼部に住んでいる人たちにとってみれば、ブロードバンドというのは必ずなくてはならない、生活上、テレビも含めて、医療も含めて、なくてはならないものですので、これは何とか総務省の協力も得まして、敷設を今、既にあるところも含めて、実現したいと思っている次第でございます。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

○矢入専門委員 ありがとうございます。今、お聞きした感想としましては、それぞれ離島に関しまして、その位置づけに合わせて、様々な法律があって、その法律の枠組みの中に様々なサポートがあって、その中の、多分恐らく、今までは光ケーブルとかそういった通信のところ、おまけ的に多分ケアしてきたみたいな状況なのかなという印象を受けました。

そういう意味では、全部の離島を等しく情報通信について、何らかのユニバーサルアクセスを保障するような、そういう文言なり、枠組みなりというのは必要になってくるのかなと思われました。どうもありがとうございました。

○山内主査 ありがとうございます。まだまだ御質問あろうかと思うんですけども、そろそろ時間が迫ってまいりまして、今、長田委員がリモートで、御発言御希望でいらっしゃいます。長田委員の御質問で、今日の質疑は終了とさせていただきます。長田委員、どうぞ御発言ください。

○長田専門委員 ありがとうございます。私自身も中学卒業する少し前まで、長崎県の島で育っておりまして、天候が悪いときとか、そういう時に渡れないということで病院

に行けないとか、いろいろなことの経験があり、それは今も変わらないと思っています。なので、今、矢入先生がおっしゃったように、ユニバーサルサービスにするということは、どんな場所に住んでいても、それはきちんと通信のアクセスが保障されるということとはとても大切だと思っています。

それで、先ほどから笠岡市のNTTの光ケーブルがあるのにというところについては、総務省のほうで、ぜひ別のところでもそういうケースがあるのかどうかも含めて、きちんと調べていただいて、情報提供していただければいいんじゃないかなと思っています。以上です。

○山内主査 ありがとうございます。大変恐縮でございますが、時間が限られておりました、ここで質疑を終了させていただきます。追加で御質問のある方は、文書にて事務局までお送りください。後日、4団体から御回答していただくことにしたいと思います。

(3) その他

○山内主査 それでは、今後のスケジュールについて事務局から御説明いただきます。

○柳迫事業政策課調査官 事務局です。資料の3-6を御覧ください。

次回、第4回の委員会につきましては、9月25日の月曜日に、本日と同様に地方自治体や団体からの発表を予定しております。

また、第5回以降の委員会につきましても、引き続き、関係事業者・団体からのヒアリングを予定しておりますので、引き続き、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○山内主査 ありがとうございます。それでは、プレスの方に御入室いただきたいと思っております。

(プレス入室)

○山内主査 御準備よろしいでしょうか。それでは、最後に渡辺副大臣、そして小森政務官から御挨拶をいただきたいと思っております。

まずは、渡辺副大臣よろしくお願ひいたします。

○渡辺総務副大臣 皆様、大変御苦労さまでございました。このたびの組閣で、副大臣を拝命しました渡辺孝一と申します。閉会に当たり、一言お礼を申し上げたいと思っております。

今日は、山内主査をはじめ、出席いただいた先生、さらにはリモートでも参加していただいた先生方、本当に忌憚のない御質問や意見をいただきまして、大変ありがとうございます。

ざいます。総務省としても、先生方の御意見については重くしっかり受け止めていきたいと思っております。

また、今日は、自治体ということで、山口県の村岡知事、古本副知事さんと、そして、小林市長さんと大山村長さん、代表して、いろいろと地域の実情を聞かせていただきました。私も前身は、北海道で市長を10年間やっておりましたので、本当にみなさんの話に関しましては、共鳴するとか共感する、そんなつもりで話を聞いておりました。

ただ、まだ、山口、愛知、残りの45の都道府県もございます。市町村に至っては、まだ1,700を超える市区町村がございます。恐らく、それぞれの県で、あるいはそれぞれの市町村等々で皆さん、いろいろな課題を抱えているのではないかと思います。その声をしっかりと、私たちはしっかりと聞いた中で、この会議も、スケジュールを聞きますと、来年の4月頃には骨子案までつくっていただけるというお話を聞いておりますので、我々、総務省もエンジン全開でしっかりと取り組んでいかなきゃいけないのかなと思っておりますので、総務省に対しても、御示唆をぜひお願い申し上げたいと思います。

そして、また、本日の会合、これまでの議論をしっかりと内容を踏まえまして、研究成果の普及責務の見直しにつきまして、総務省として必要な取組を進めていくことをお約束させていただきます。総務省としては、各自治体に寄り添う省庁だと思っております。今日、御参加いただいた自治体の首長さんにも、ぜひ何なりと御相談をいただき、一緒に、ハードルを乗り越えるような、そんなことをやっていきたいということ、ここで皆さんにお約束をさせていただきます、私の挨拶に代えたいと思います。

本当に今日は皆様、ありがとうございました。

○山内主査 渡辺副大臣、ありがとうございました。

それでは、小森政務官に御挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○小森総務大臣政務官 総務大臣政務官を拝命いたしました、小森卓郎と申します。私からも一言、申し上げます。

まず、本日、ヒアリングに参加していただいた皆様に御礼を申し上げたいと思います。また、山内主査をはじめ、委員の先生方には、本日も精力的な御議論をどうもありがとうございました。

本日、具体的な事例をいろいろと発表いただきました。特に離島や中山間地域など、条件不利地域で、情報通信基盤の整備維持が大きな負担になっているんだなということ、を改めて実感いたしました。皆様方から、様々な問題を指摘いただきましたけれども、村岡知事のほうからは、条件不利地域ではない市街地郊外地域においても未整備地域が残っているという課題について御指摘をいただきました。

古本副知事からは、北設情報ネットワークについて、機器更改に係る自治体の費用負担が事業譲渡を阻害しかねないという切実な声をお聞かせいただきました。

小林市長からは、笠岡諸島の皆さんに市長さんのニュースをぜひ届けたいという意欲もお示しいただいた中で、離島などのブロードバンド基盤整備について、民間事業者が一定の役割を担うことへの期待の声をいただいたところであります。

大山村長からは、三島村の事例をお話しいただきました。インターネット以外の用途での海底ケーブルについて、民間事業者へ譲渡に係る複雑な課題を御指摘いただいたところであります。

皆様方、本当に特別委員会での議論に貴重な貢献をいただきまして、本当にどうもありがとうございました。

山内主査をはじめ、委員の皆様におかれましては、引き続き幅広い観点から忌憚のない御議論を期待いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしく申し上げます。

○山内主査 小森政務官、ありがとうございました。

閉 会

○山内主査 それでは、以上をもちまして、通信政策特別委員会の第3回目の会合を閉会させていただきます。御協力いただきましてどうもありがとうございました。